

平成19年度第1回財団法人紀南環境整備公社
理事会・評議員会合同会議議事録

財団法人紀南環境整備公社

平成19年度第1回財団法人紀南環境整備公社理事会・評議員会 合同会議議事録

- 1 開催の日時
平成19年6月2日（土） 午後1時30分
- 2 開催の場所
新宮市春日1番35号
新宮地域職業訓練センター 1階 大教室
- 3 出席者
別紙出席者名簿のとおり
- 4 議決事項
第2号議案 財団法人紀南環境整備公社評議員の辞任に伴う後任者の選出について
第3号議案 平成18年度財団法人紀南環境整備公社事業報告について
第4号議案 平成18年度財団法人紀南環境整備公社会計収支決算について
第5号議案 財団法人紀南環境整備公社就業規程の一部改正について
- 5 会議開会
別紙出席者名簿のとおり理事・監事及び評議員が出席したので、会議を開催した。
引き続き議長選出を行い、事務局から前回の会議同様、理事長に議長就任をお願いしたい旨説明したところ、全員異議なく理事長が議長に就任した。
次に代理出席者の承認について諮ったところ、異議もなく全員承認された。
議長から、黒田評議員は欠席であるが、森田理事に表決を委任する旨委任状が提出されている事が報告され、出席者は定足数を満たしていることから、議長が会議の成立を宣言した。
- 6 議事録署名人選任
議長から議事録署名人の選任について提案があり、諮ったところ異議もなく、楠本理事、森川理事、大和田評議員、奥田評議員が選出された。
- 7 議 事
「第2号議案 財団法人紀南環境整備公社評議員の辞任に伴う後任者の選出について」
議長から提案、事務局から説明があり、事務局の説明後、議長が質問意見を求めたが、質問意見はなく、議長が理事に諮ったところ、満場一致で原案のとおり承認された。

「第3号議案 平成18年度財団法人紀南環境整備公社事業報告について」
「第4号議案 平成18年度財団法人紀南環境整備公社会計収支決算について」
議長から一括して提案、事務局から一括して説明後、瀬古監事から監査報告があり、議長が質問意見を求めたが、質問意見はなく、議長が理事に諮ったところ、満場一致で原案のとおり承認された。

「第5号議案 財団法人紀南環境整備公社就業規程の一部改正について」

議長から提案、事務局から説明があり、事務局の説明後、議長が質問意見を求めたが、質問意見はなく、議長が理事に諮ったところ、満場一致で原案のとおり承認された。

次に議長から、協議事項として「打開策の検討について」事務局に説明を求めたため、事務局が参考資料に基づき説明を行った。

説明を受けて、議長が質問意見を求めたところ、楠本理事から「事務局からの説明でこれから地元で精力的に説明に入っていくという中で、串本町議会が議会の議決として『候補地の撤回を求める意見書』を公式な議会の手続きを経て、和歌山県と公社に対して提出しているが、現段階で回答していない。法的に回答しなければいけないものではないが、これから地元で説明に入っていく上で、串本町議会の立場を考えると、議会の公式な見解として意見書を出している状態で回答がない中で話し合いをするのは難しいと思う。串本町議会に説明をしていく上では、意見書に対する公社としての正式な回答をしないと串本町議会としても次の話し合いの場に立てないのではないかと憂慮している点がある。意見書に対して公社からどのような対応を取るのか議論をしないと具体的に入っていくのは難しいと思うので、皆さんで議論して頂きたい。私としては何らかの答えを出さないと串本町議会としても話し合いの場につくにもつけないのではないかとと思う。」との意見があり、事務局から「意見書に対して公社としての対応については、地方自治法上の回答の義務はないという事で直接の回答はしていないが、意見書に添付された文書には串本町議会に説明に来て欲しいとの依頼があり、説明に行ったが、町議会と公社との意思がうまく伝わっていなかったのか『説明を聞く気はない』との事で説明出来なかった。その後、町議会とは直接話しは出来ていない。

昨日開催された串本町ごみ減量等推進審議会等への説明会の中で『議会が撤回を求める意見書の採択を行っているのに説明会をすること自体おかしい。』と言われるなど、対応に苦慮している状況にある。」と補足説明をした。

次に松原理事から、「事務局からの説明は全くその通りであり、議会側から要請したにもかかわらず、議会の内部の事であるが、議長・副議長の立場と反対の委員との事前の意思の疎通がはかられていなかったのか、私も同席していたが、事務局に対しては誠に失礼な対応になってしまった。スライドや資料を持参されて説明会をしようとしてくれたのにもかかわらず説明会にならなかった。3月の理事会で平成19年度の方針として『現地調査＝建設ではない』『客観的に評価する』と新しい運動方針が出されたので、それを受けて串本町3月議会の諸報告の中で串本町議会に対して公社の基本方針を説明したが、それが地域住民の方にとっては、聞く耳を持つところまでは十分浸透していないのではないかという感じがした。ごみ減量等推進審議会等から要請があって2度ほど説明会をしていただいたという事で、その場にも反対の議員がおられた。新しい取り組みとしてリーフレットを作り、しかるべき時にシンポジウムを開催するという事で、当局としては、非常にご努力をいただいている事に対しては、候補地のある町としては敬意を表している。楠本理事から町議会に対して何らかの形で回答しないと進みにくいのではないかと意見をいただいたので、可能であればそういう働きもしていただければ多少打開の道も開かれるのではないかと感じた。」と説明があった。

次に小出評議員から、「以前に首長が集まって『この問題は串本町・田辺市だけの問題ではない。紀南地域全体の問題である。』と確認したと思う。我々自身も、実際、会議をしても田辺市・串本町に意見するのが辛い状況である。先ほど楠本理事の意見

で、やはり串本町の皆さんに理解をいただくとするならば、この意見書に対する考え方を議論しなければ前に進まないと思う。私も上富田町議会に相談するが、皆さんも議会に相談して首長と同じ様な格好の中で、議会も交えて議論しなければ、誠に失礼な言い方だが、今日議論しても結論は出ないと思う。行政側の問題や議会側の問題から解決する事によって前進する様に思う。私は上富田町議長にお願いして西牟婁郡議長会でもまとまって意見を統一するとか、東牟婁郡議長会にもお願いするとか、新宮市長・田辺市長にお願いして、首長と議長が交わる事によって前進するのではないか。」と意見があった。

次に、奥田評議員から「確かに地方自治法上は、回答する義務はないと思うが、これだけ行き詰まっている中で、今日これからの取り組みの説明があったが、これを整理して、回答すれば良いと思う。先ほど小出評議員からの意見は手法論であるが、方向としては、串本町議会に公社としての考え方を示さないと一つも前に進まない事だと思う。」と意見があった。

次に、小出評議員から「串本町長や串本町商工会会長は意見を言いにくいと思うので、暫時休憩して話しをしたい。」と要望があり、議長がこれを許可した。

(休憩 14:20~14:28)

議長から会議再開の発言があり、引き続き議長から「休憩中にも意見がありましたが、まとめますと串本町議会からの意見書に対して回答する。回答書の中身については、理事会で作成し、決定後、各自治体の皆さんに示しそれぞれの議会とも十分意思疎通をはかっていただいて、議会は議会での対応をお願いしていく事によろしいか。」と諮ったところ、異議なく確認された。

次に議長が『地域振興策について』事務局に説明を求めたため、事務局より説明を行った。説明後、議長が質問意見を求めたところ、奥田評議員から「地域振興策については、事務局からの説明の様にそれなりの事をする必要があると思う。ただ、今5箇所ある所にそれぞれの事を考えると非常に混乱を招き收拾がつかなくなるので、最後1箇所決定した所については、地域振興策を我々も一生懸命取り組み、当該自治体もやるべき事はやるし、公社としてもやるべき事はやるという事が基本姿勢ではないかと思うので、1箇所決まった所については、真摯に地域振興策をやる事は私としては良いと思う。」と意見があった。

佐藤副理事長から「1箇所に絞られた段階では、当然である。住民との話し合いの中から具体的な振興策が提言されてくるであろうし、またそれを引き替え条件とする事になるかもしれない。その中で公社としては、1箇所に絞られた所には地域振興策を講じるという事で共通認識を持っておけば、この場に楠本理事もおられることですし、県も人的・財政的支援を強くしてくれるものと思うので、当然県の施策としての手立てを講じてもらえればと思う。」と意見があった。

再度、議長が質問意見を求めたが、質問意見はなく「公社としては、将来の建設整備の際には、立地地域への地域振興策について、構成団体と共に実施する。」と確認された。

次に議長が「その他」として質問意見を求めたところ、森川理事から「リーフレットの内容について、『紀南地域のほとんどの市町村は最終処分場を持っていないくて、最終処分場を持っている田辺市と白浜町はあと数年でいっぱいになる。』と書いているが数年とは、どのくらいなのか。」との質問があり、事務局から「田辺市は平成23年でいっぱいになるので後5年程度、白浜町は後10年程度です。」と回答した。

再度、議長が質問意見を求めたが、質問意見はなかった。

以上をもって、議事を終了したので、議長は閉会を宣した。

午後14時40分

以上この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は、次のとおり署名押印する。

平成19年6月2日

議長	真砂 充敏 (真)
署名人	森川 起子 (森)
署名人	楠本 隆 (楠)
署名人	奥田 貞 (奥)
署名人	大相田 隆栄 (大)

平成19年度第1回財団法人紀南環境整備公社理事会・評議員会
合同会議理事出席者名簿

○理事現在数8名

○出席理事数8名（うち代理出席者（委任表決者）2名）

役名	氏名	役職名	代理出席者
理事長	真砂 充敏	田辺市長	
副理事長	佐藤 春陽	新宮市長	
副理事長	中田 肇	田辺商工会議所会頭	専務理事 中田 義和
理事	楠本 隆	和歌山県環境生活部長	
理事	中村詔二郎	那智勝浦町長	那智勝浦町長職務代理者 那智勝浦副町長 中路 進
理事	松原 繁樹	串本町長	
理事	森川 起安	南紀くろしお商工会会長	
理事	森田 敏行	日置川町商工会会長	
監事	瀬古 伸廣	新宮商工会議所会頭	
監事	山田 五良	みなべ町長	副町長 小谷 芳正

平成19年度第1回財団法人紀南環境整備公社理事会・評議員会
 合同会議評議員出席者名簿

○評議員現在数20名

○出席評議員数17名（うち代理出席者（委任表決者）5名）

○黒田評議員については、表決を森田理事に委任

氏名	役職名	代理出席者等
生熊 和道	古座商工会会長	経営指導員 矢敷 博伸
泉 庄治	本宮町商工会会長	
植田 英明	みなべ町商工会会長	欠席
大和田隆栄	北山村商工会会長	
岡本 重之	白浜町商工会会長	
奥田 貢	北山村長	
奥根 公平	古座川町長	
切林 實	龍神村商工会会長	補助員 坂田 優子
黒田 庫司	牟婁商工会会長	欠席 森田理事に委任
小出 隆道	上富田町長	
三軒 一高	太地町長	住民福祉課企画員 庄司 保和
須賀 節夫	串本町商工会会長	
立谷 誠一	白浜町長	副町長 廣畑 實
辻 良治	熊野川町商工会会長	欠席
出水 豊数	中辺路町商工会会長	
富田 又嗣	古座川町商工会会長	
長井 保夫	上富田町商工会会長	副会長 福田 道治
橋本 明彦	すさみ町長	
花本 健	大塔村商工会会長	
森 光夫	すさみ町商工会会長	

財団法人紀南環境整備公社
平成19年度第1回理事会・評議員会合同会議

次 第

日 時：平成19年6月2日（土） 午後1時30分から
場 所：新宮地域職業訓練センター 1階 大教室

- 1 開 会
- 2 理事長挨拶
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人選出
- 5 議事
 - 第2号議案 財団法人紀南環境整備公社評議員の辞任に伴う後任者の選出
について
 - 第3号議案 平成18年度財団法人紀南環境整備公社事業報告について
 - 第4号議案 平成18年度財団法人紀南環境整備公社会計収支決算について
 - 第5号議案 財団法人紀南環境整備公社就業規程の一部改正について
- 6 打開策の検討について
- 7 地域振興策について
- 8 閉会

●資 料

平成19年度第1回理事会・評議員会議案書

資料 1 打開策の検討について

資料 2 候補地選定に関する意見に対する考えについて

参考資料 新聞切り抜き

平成 1 9 年度
第 1 回理事会・評議員会議案書

平成 1 9 年 6 月 2 日（土）

財団法人紀南環境整備公社

第 2 号議案

財団法人紀南環境整備公社評議員の辞任に伴う後任者の選出について

財団法人紀南環境整備公社評議員の辞任に伴う後任者の選出については、次のとおりとする。

なお、就任日は平成 19 年 6 月 2 日とし、任期は平成 21 年 3 月 31 日までとする。

平成 19 年 6 月 2 日提出

財団法人紀南環境整備公社
理事長 真 砂 充 敏

辞 任 者	後 任 者
朝 本 紀 夫	森 光 夫

第3号議案

平成18年度財団法人紀南環境整備公社事業報告について

平成18年度財団法人紀南環境整備公社事業報告は、次のとおりとする。

平成19年6月2日提出

財団法人紀南環境整備公社
理事長 真砂 充 敏

事業報告

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

1 事業概要

当公社は、地域内に最終処分場等の廃棄物処理施設を整備することを目的に産業界、市町村及び県の三者により平成17年7月1日に設立された。

平成18年4月に最終処分場建設候補地を5箇所に絞り込み公表するとともに、建設用地選定のための現地詳細調査の実施に向け、各候補地周辺住民を対象とした説明会等を開催した。

住民説明会等を開催する中で投げ掛けられた様々な疑問や不安、地域ごとの課題などを検討するため、現地確認や文献資料の収集分析、関係機関へのヒアリング、先進地の事例研究など各種調査・情報収集事業を実施した。

また、廃棄物処理に関する地域の現状や最終処分場の必要性などについて、町内会や各種団体等との意見交換会や学習会を行った。

2 実施状況

(1) 広域廃棄物最終処分場整備事業

① 候補地周辺住民を対象とした説明会等の実施状況

候補地のある3地域を対象に、計18回の説明会等を行った。出席者は、延べ約545名

地区名等	開催日	出席人数
田辺市秋津川	候補地現地確認会	平成18年4月25日(火) 20名
	各種団体役員	平成18年4月30日(日) 40名
	各種団体役員	平成18年5月25日(木) 40名
	竹藪地区	平成18年5月31日(水) 32名
	中村地区	平成18年6月1日(木) 27名

地区名等		開催日	出席人数
田辺市秋津川	下村地区	平成18年6月2日(金)	13名
	谷川地区	平成18年6月3日(土)	25名
田辺市稲成町	候補地現地確認会	平成18年5月4日(木)	11名
	各種団体役員	平成18年5月23日(火)	40名
	谷上地区	平成18年6月12日(月)	24名
	糸田地区	平成18年6月13日(火)	26名
	下村地区	平成18年6月14日(水)	27名
	馬場平・谷地区	平成18年6月30日(金)	34名
	荒光地区	平成18年7月1日(土)	23名
田辺市稲成町	下村地区②	平成18年8月5日(土)	22名
	谷地区②	平成18年8月26日(土)	20名
	荒光地区②	平成18年10月22日(日)	21名
串本町	高富地区	平成18年6月27日(火)	約100名
計		18回	約545名

② 各種調査・情報収集事業

各候補地の課題への対応や安心・安全な最終処分場を目指すため、関係機関へのヒアリング、廃棄物最終処分技術や先進地の事例研究などを実施した。

月 日	場 所	内 容
平成18年5月16日	大阪府和泉市	民間最終処分場現地視察
平成18年5月31日	近畿大学水産研究所 新宮・浦神実験場	開発における水生生物に与える影響等について意見交換
平成18年6月14日	串本ロイヤルホテル	有田漁港防波堤施工方法検討会の傍聴
平成18年6月16日	串本海中公園センター	公社事業と候補地選定経過について
平成18年6月21日	各候補地	アドバイザー会議委員による現地周辺確認
平成18年7月24日	大阪市	大阪湾フェニックス計画シンポジウムへの参加
平成18年9月8日	大阪市	2006NEW環境展への参加
平成18年9月29日	串本ロイヤルホテル	有田漁港防波堤施工方法検討会の傍聴
平成18年11月 20日～21日	北九州市	第17回廃棄物学会への参加
平成18年11月22日	福岡市・佐賀県	福岡市西部処分場、佐賀環境クリーン財団
平成19年3月2日	滋賀県大津市	滋賀県環境事業公社、クリーンセンター滋賀
平成19年3月6日	東京都	最終処分場の新技術講習会
平成19年3月7日	東京都	環境省との協議

③ 廃棄物排出処理実態の把握

- ・ 一般廃棄物－市町村への実態調査及びヒアリングの実施
- ・ 産業廃棄物－和歌山県が実施した実態調査のデータ結果による解析

(2) 循環型社会構築に係る普及啓発事業

① 普及啓発に関する住民学習会等の実施状況

地域内の各種団体や町内会等を対象とした住民学習会で地域の廃棄物処理の現状や公社事業の説明を行った。計32回、参加人数は1,219名

市町村等	団体名等	開催日	参加人数
田辺市	田辺市水産振興会役員会	平成18年7月7日(金)	15名
	田辺市環境浄化推進協議会本宮支部	平成18年7月26日(水)	6名
	田辺市各種環境団体	平成18年9月3日(日)	22名
	田辺商工会議所役員会	平成18年9月15日(金)	20名
	田辺市環境学習会 20会場－43自治会	平成18年10月～ 平成19年3月	795名
田辺・西牟婁	西牟婁商工会役員会	平成18年10月19日(木)	10名
	田辺西牟婁商工会女性部連合会	平成18年11月9日(木)	39名
新宮市	新宮市町内会長連絡協議会	平成19年2月16日(金)	23名
新宮・東牟婁	「もったいないで」熊野協議会	平成19年2月20日(火)	7名
白浜町	白浜町環境保全協議会主催 環境フェア講演会	平成18年12月9日(土)	212名
すさみ町	すさみ町区長会	平成18年12月25日(月)	34名
串本町	串本漁業協同組合理事会	平成18年7月16日(日)	13名
	串本町審議会(環境関係)	平成19年2月23日(金)	13名
古座川町	古座川町ごみ減量等推進審議会	平成18年11月28日(火)	10名
計		32回	1,219名

② リーフレットの作成

住民、産業界及び行政の各メンバーからなる編集作業部会を組織し、公社リーフレットの企画、原案の作成を行った。

③ 情報発信・情報公開

- ・ 市町村広報紙や会議所・商工会の機関紙による啓発記事の掲載
- ・ インターネットによる廃棄物排出処理実態状況や各種会議の内容等の情報発信、公益法人としての情報公開(ディスクロージャー)を行っている。

(4) 各種会議の開催状況

① 理事会・評議員会合同会議

理事会・評議員会合同会議を3回開催した。なお、第1回合同会議において、

最終処分場建設候補地5箇所を公表した。

	開催日	会議議題等
第1回	平成18年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終処分場整備に係る候補地について ○ 平成18年度事業計画について ○ 平成18年度収支予算について
第2回	平成18年6月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員の辞任に伴う後任者の選任について ○ 平成17年度事業報告について ○ 平成17年度収支決算について ○ 寄附行為及び各種規程の一部改正について
第3回	平成19年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任期満了に伴う評議員の選出について ○ 平成18年度事業計画の変更について ○ 平成18年度補正収支予算について ○ 平成19年度事業計画について ○ 平成19年度収支予算について

② 構成市町村長意見交換会

構成する11市町村の首長が一堂に会し、候補地公表後の状況を共有するとともに、意見交換を行った。

開催日	会議議題等
平成18年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 候補地周辺住民説明会の実施状況の報告 ○ 意見交換

③ 事業推進会議

公社事業の重要な案件について審議するため、11市町村の助役等からなる事業推進会議を組織し、第1回目の会合を開催した。

開催日	会議議題等
平成19年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業計画の見直しについて ○ 現状打開策の検討について

④ 企画調整会議

	開催日	会議議題等
第1回	平成18年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度事業報告及び収支決算について ○ 寄附行為及び各種規程の改正について ○ 候補地公表後の経過報告について
第2回	平成18年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 候補地の住民説明会の状況報告について ○ 構成市町村長意見交換会の結果を受けた今後の事業の進め方について ○ 財源別全体事業費・市町村負担金所要額について

	開催日	会議議題等
第3回	平成19年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全体事業計画の見直しについて ○ 資金計画について ○ 第3回理事会・評議員会合同会議の議案について ○ 今後の取り組みについて

⑤ 拡大調整会議

	開催日	会議議題等
行政担当者会議	平成18年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理事業実態調査結果について ○ 平成18年度委託料及び補助金について ○ 平成19年度事業計画及び予算について ○ 廃棄物の受入基準について ○ 今後の住民説明会開催予定の状況について

(5) 監査の実施

平成17年度における業務ならびに会計監査を5月12日、15日に実施した。

(6) 県検査・監査の実施

- ・ 県所管の公益法人にかかる検査として、平成17年度の業務運営、事業の内容及び実施状況、予算・決算の状況に関する検査が8月10日に実施された。
- ・ 財政的援助団体に対する監査として、平成17年度の業務及び財政状況等について、予備監査ならびに定期監査がそれぞれ10月20日及び11月30日に実施された。

(7) その他

① 新公益法人会計基準への対応

平成18年度からの新会計基準適用にあたり、会計処理及び財務諸表の作成に関する各種セミナーに参加した。

② 公益法人制度改革への対応

各種説明会やセミナーに参加し、情報収集等を行った。

第 4 号議案

平成 1 8 年度財団法人紀南環境整備公社会計収支決算について

平成 1 8 年度財団法人紀南環境整備公社会計収支決算は、次のとおりとする。

平成 1 9 年 6 月 2 日提出

財団法人紀南環境整備公社
理事長 真 砂 充 敏

収 支 計 算 書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入				
基本財産利息収入	32,000	32,231	231	
特定資産運用収入				
特定資産利息収入	1,000	0	1,000	
補助金等収入				
県補助金収入	5,971,000	5,334,000	637,000	
市町村補助金収入	22,000,000	21,091,000	909,000	
市町村業務受託収入	0	0	0	全額繰越措置
雑収入				
受取利息収入	10,000	12,102	2,102	
雑収入	1,000	0	1,000	
事業活動収入計	28,015,000	26,469,333	1,545,667	
2. 事業活動支出				
事業費支出				
候補地調査事業費支出	1,042,000	669,123	372,877	(注1)
普及啓発事業費支出	297,000	230,600	66,400	
給料手当支出	13,200,000	12,866,761	333,239	派遣職員4名分
法定福利費支出	2,850,000	2,830,549	19,451	派遣職員4名分
福利厚生費支出	31,000	18,526	12,474	派遣職員2名分
会議費支出	25,000	3,417	21,583	
旅費交通費支出	794,000	666,474	127,526	
通信運搬費支出	44,000	960	43,040	
消耗品費支出	150,000	37,894	112,106	
印刷製本費支出	134,000	133,350	650	(注1)
車両維持費支出	121,000	120,525	475	(注1)
委託費支出	735,000	735,000	0	(注1)
雑支出	13,000	0	13,000	
事業費支出計	19,436,000	18,313,179	1,122,821	
管理費支出				
給料手当支出	15,900,000	15,861,474	38,526	派遣職員2名分
臨時雇賃金支出	0	0	0	(注1)
法定福利費支出	2,390,000	2,361,082	28,918	派遣職員2名分
退職給付支出	0	0	0	
福利厚生費支出	0	0	0	
会議費支出	81,000	60,911	20,089	
旅費交通費支出	590,000	550,340	39,660	(注1)
通信運搬費支出	375,000	374,135	865	(注1)
消耗什器備品費支出	168,000	86,205	81,795	(注1)
消耗品費支出	230,000	159,641	70,359	
印刷製本費支出	930,000	929,834	166	(注1)
広告宣伝費支出	530,000	528,150	1,850	(注1)
図書研修費支出	127,000	126,050	950	(注1)
車両維持費支出	224,000	218,991	5,009	(注1)
光熱水料費支出	10,000	5,743	4,257	
賃借料支出	294,000	293,640	360	事務所家賃
リース料支出	246,000	245,196	804	パソコンリース料
支払手数料支出	71,000	69,720	1,280	
租税公課支出	29,000	27,000	2,000	
支払利息支出	1,000	0	1,000	

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
雑支出	10,000	0	10,000	(注1)
管理費支出計	22,206,000	21,898,112	307,888	
事業活動支出計	41,642,000	40,211,291	1,430,709	
事業活動収支差額	13,627,000	13,741,958	114,958	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出				
減価償却引当資産取得支出	4,000	3,701	299	
固定資産取得支出				
什器備品購入支出	1,000	0	1,000	
投資活動支出計	5,000	3,701	1,299	
投資活動収支差額	5,000	3,701	1,299	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
短期借入金収入	1,000	0	1,000	
財務活動収入計	1,000	0	1,000	
2. 財務活動支出				
短期借入金返済支出	1,000	0	1,000	
財務活動支出計	1,000	0	1,000	
財務活動収支差額	0	0	0	
予備費支出	818,000	-	818,000	
当期収支差額	14,450,000	13,745,659	704,341	
前期繰越収支差額	20,657,000	20,657,292	292	
次期繰越収支差額	6,207,000	6,911,633	704,633	

収支計算書に対する注記

1. 収支計算書の作成方法

当年度から「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に示された3区分の様式により作成している。

2. 資金の範囲

資金の範囲には、現金、預金、未収金、前払金、未払金及び預り金等を含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記3に記載するとおりである。

3. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	8,756	25,709
普 通 預 金	9,597,072	4,813,741
定 期 預 金	20,000,000	0
未 収 金	0	5,841,000
前 払 金	464,102	23,390
合 計	30,069,930	10,703,840
未 払 金	8,992,628	3,373,295
預 り 金	420,010	418,912
合 計	9,412,638	3,792,207
次期繰越収支差額	20,657,292	6,911,633

4. 科目間の流用について

科目間の流用については、以下のとおりである。（注1）

（単位：円）

科 目	補正後予算額	科目間流用額	流用後予算額
事業費 - 候補地調査事業費支出	902,000	140,000	1,042,000
事業費 - 印刷製本費支出	86,000	48,000	134,000
事業費 - 車両維持費支出	91,000	30,000	121,000
事業費 - 委託費支出	953,000	218,000	735,000
管理費 - 臨時雇賃金支出	519,000	519,000	0
管理費 - 旅費交通費支出	450,000	140,000	590,000
管理費 - 通信運搬費支出	374,000	1,000	375,000
管理費 - 消耗什器備品費支出	200,000	32,000	168,000
管理費 - 印刷製本費支出	769,000	161,000	930,000
管理費 - 広告宣伝費支出	356,000	174,000	530,000
管理費 - 図書研修費支出	82,000	45,000	127,000
管理費 - 車両維持費支出	174,000	50,000	224,000
管理費 - 雑支出	30,000	20,000	10,000

貸 借 対 照 表

平成19年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金	25,709	8,756	16,953
普通預金	4,813,741	9,597,072	4,783,331
定期預金	0	20,000,000	20,000,000
未収金	5,841,000	-	5,841,000
前払金	23,390	464,102	440,712
流動資産合計	10,703,840	30,069,930	19,366,090
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	53,770,000	53,770,000	0
基本財産合計	53,770,000	53,770,000	0
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	3,701	-	3,701
特定資産合計	3,701	0	3,701
(3) その他の固定資産			
什器備品	198,634	243,049	44,415
その他の固定資産合計	198,634	243,049	44,415
固定資産合計	53,972,335	54,013,049	40,714
資産合計	64,676,175	84,082,979	19,406,804
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,373,295	8,992,628	5,619,333
預り金	418,912	420,010	1,098
流動負債合計	3,792,207	9,412,638	5,620,431
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	3,792,207	9,412,638	5,620,431
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
県出捐金	20,000,000	20,000,000	0
市町村出捐金	22,770,000	22,770,000	0
商工会議所・商工会出捐金	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産合計	53,770,000	53,770,000	0
(うち基本財産への充当額)	(53,770,000)	(53,770,000)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(3,701)	(0)	(3,701)
正味財産合計	60,883,968	74,670,341	13,786,373
負債及び正味財産合計	64,676,175	84,082,979	19,406,804

正味財産増減計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	32,231	0	32,231
特定資産運用益			
特定資産受取利息	0	-	0
受取補助金等			
受取県補助金	5,334,000	4,750,000	584,000
受取市町村補助金	21,091,000	48,256,000	27,165,000
市町村業務受託収益	0	-	0
受取寄付金			
受取寄付金	-	1,105,597	1,105,597
雑収益			
受取利息	12,102	19,067	6,965
雑収益	0	16,000	16,000
経常収益計	26,469,333	54,146,664	27,677,331
(2) 経常費用			
事業費			
候補地調査事業費	669,123	8,500,393	7,831,270
普及啓発事業費	230,600	584,579	353,979
給料手当	12,866,761	10,965,786	1,900,975
法定福利費	2,830,549	2,326,344	504,205
福利厚生費	18,526	18,955	429
会議費	3,417	-	3,417
旅費交通費	666,474	475,712	190,762
通信運搬費	960	33,840	32,880
消耗品費	37,894	20,170	17,724
印刷製本費	133,350	0	133,350
車両維持費	120,525	68,155	52,370
委託費	735,000	995,400	260,400
雑費	0	6,160	6,160
事業費計	18,313,179	23,995,494	5,682,315
管理費			
給料手当	15,861,474	5,902,352	9,959,122
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	2,361,082	914,932	1,446,150
退職給付費用	0	-	0
福利厚生費	0	0	0
会議費	60,911	36,640	24,271
旅費交通費	550,340	183,580	366,760
通信運搬費	374,135	297,897	76,238
減価償却費	44,415	3,701	40,714
消耗什器備品費	86,205	260,020	173,815
消耗品費	159,641	139,418	20,223

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
印刷製本費	929,834	662,558	267,276
広告宣伝費	528,150	428,400	99,750
図書研修費	126,050	36,000	90,050
車両維持費	218,991	124,791	94,200
光熱水料費	5,743	6,285	542
賃借料	293,640	0	293,640
リース料	245,196	100,800	144,396
支払手数料	69,720	152,055	82,335
租税公課	27,000	1,400	25,600
支払利息	0	0	0
雑費	0	0	0
管理費計	21,942,527	9,250,829	12,691,698
経常費用計	40,255,706	33,246,323	7,009,383
当期経常増減額	13,786,373	20,900,341	34,686,714
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	13,786,373	20,900,341	34,686,714
一般正味財産期首残高	20,900,341	-	20,900,341
一般正味財産期末残高	7,113,968	20,900,341	13,786,373
指定正味財産増減の部			
受取負担金等			
県出捐金	-	20,000,000	20,000,000
市町村出捐金	-	22,770,000	22,770,000
商工会議所・商工会出捐金	-	11,000,000	11,000,000
当期指定正味財産増減額	0	53,770,000	53,770,000
指定正味財産期首残高	53,770,000	-	53,770,000
指定正味財産期末残高	53,770,000	53,770,000	0
正味財産期末残高	60,883,968	74,670,341	13,786,373

財 産 目 録

平成19年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金	額
資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金 手許有高	25,709	
普通預金 紀南農業協同組合・本所	932,964	
普通預金 紀陽銀行・田辺支店	3,880,777	
未収金 受取市町村補助金精算分	5,841,000	
前払金		
公務災害格差是正保険料	8,390	
図書購読料	15,000	
流動資産合計		10,703,840
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金		
みなべいなみ農業協同組合・南部支所	3,770,000	
紀陽銀行・田辺支店	10,000,000	
近畿労働金庫・田辺支店	10,000,000	
紀南農業協同組合・本所	10,000,000	
きのくに信用金庫・田辺支店	10,000,000	
第三銀行・田辺支店	10,000,000	
基本財産合計	53,770,000	
(2) 特定資産		
減価償却引当資産 普通預金		
紀陽銀行・田辺支店	3,701	
特定資産合計	3,701	
(3) その他の固定資産		
什器備品 データプロジェクター	198,634	
その他の固定資産合計	198,634	
固定資産合計		53,972,335
資産合計		64,676,175
負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
(有)金與 消耗品費	2,587	
和歌山労働局 労働災害保険料精算分	3,636	
(株)紀陽銀行 インターネットFB手数料	5,250	
西日本電信電話(株) 電話料金	12,247	
(株)ジェーシービー 高速道路通行料金	20,800	
(株)サンコー コピーサービス料	95,074	
給料手当・出張旅費	120,051	
アトムはうすデザインルーム 印刷製本費	189,000	
(株)テレコムわかやま HP管理更新費	528,150	
日本技術開発(株) 委託費	735,000	
和歌山県 受取県補助金精算分	1,661,500	
預り金 源泉所得税及び住民税	418,912	

(単位：円)

科 目	金 額	
流動負債合計	3,792,207	
2. 固定負債		
固定負債合計	0	
負債合計		3,792,207
正味財産		60,883,968

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

当年度から「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）による改正後の会計基準を採用している。

なお、新会計基準適用初年度における前事業年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の記載は不要であるが、当法人は設立後間もないため新会計基準への移行による影響額等はないので、前事業年度の計算書類を基に当年度の科目に対応させて組み替えて表示している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

什器備品の減価償却は、定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	53,770,000	0	0	53,770,000
小 計	53,770,000	0	0	53,770,000
特定資産				
減価償却引当資産	0	3,701	0	3,701
小 計	0	3,701	0	3,701
合 計	53,770,000	3,701	0	53,773,701

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産				
定期預金	53,770,000	(53,770,000)	(0)	-
小 計	53,770,000	(53,770,000)	(0)	-
特定資産				
減価償却引当資産	3,701	(0)	(3,701)	-
小 計	3,701	(0)	(3,701)	(0)
合 計	53,773,701	(53,770,000)	(3,701)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	246,750	48,116	198,634
合 計	246,750	48,116	198,634

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

（単位：円）

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
廃棄物処理施設整備等事業費補助金	和歌山県	0	5,334,000	5,334,000	0	-
紀南環境整備公社運営費補助金	田辺市	-	10,695,000	10,695,000	0	-
"	新宮市	-	2,675,000	2,675,000	0	-
"	みなべ町	-	935,000	935,000	0	-
"	白浜町	-	1,980,000	1,980,000	0	-
"	上富田町	-	876,000	876,000	0	-
"	すさみ町	-	496,000	496,000	0	-

						(単位：円)
補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
紀南環境整備公社運営費補助金	串本町	-	1,790,000	1,790,000	0	-
"	那智勝浦町	-	1,501,000	1,501,000	0	-
"	太地町	-	4,000	4,000	0	-
"	古座川町	-	102,000	102,000	0	-
"	北山村	-	37,000	37,000	0	-
合 計		0	26,425,000	26,425,000	0	

以上、その他の注記事項は、該当しないため省略している。

監査報告書

平成19年5月22日

財団法人紀南環境整備公社

理事長 真砂 充敏 様

財団法人紀南環境整備公社

監事

瀬古 伸廣 

監事

山田 圭良 

民法第59条及び財団法人紀南環境整備公社寄附行為第20条の5の規定に基づき、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの平成18年度財団法人紀南環境整備公社の財産並びに業務執行の状況について監査したので、次のとおり報告する。

1. 監査の概要

会計監査について、会計帳簿並びに関係書類の閲覧など収支計算書及び財務諸表の正確性を検証した。

業務監査について、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか事務局から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など業務執行の妥当性を検証した。

2. 監査の結果

- ・会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録に記載の金額と合致していると認める。
- ・収支計算書及び収支計算書に対する注記、財務諸表及び財務諸表に対する注記は、法令及び寄附行為並びに公益法人会計基準に準拠し、財産状態及び収支状況を適正に示していると認める。
- ・事業報告書は、法令及び寄附行為に従い法人の状況を正しく示していると認める。
- ・理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

第 5 号議案

財団法人紀南環境整備公社就業規程の一部改正について

財団法人紀南環境整備公社就業規程の一部改正を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成 19 年 6 月 2 日提出

財団法人紀南環境整備公社
理事長 真 砂 充 敏

改正後	改正前										
<p>(勤務時間等) 第19条 略 2 略 3 職員の勤務時間及び休憩時間は別表第1のとおりとし、休憩時間は勤務時間に含まれないものとする。</p> <p>別表第1 (第16条第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="203 831 1025 1161"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 831 613 951">勤務時間</th> <th data-bbox="613 831 1025 951">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 951 613 1161"> 午前9時00分から 午後5時45分まで </td> <td data-bbox="613 951 1025 1161"> 午後12時00分から 午後12時45分まで </td> </tr> </tbody> </table>	勤務時間	休憩時間	午前9時00分から 午後5時45分まで	午後12時00分から 午後12時45分まで	<p>(勤務時間等) 第19条 略 2 略 3 職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間は別表第1のとおりとし、休憩時間は勤務時間に含まれないものとする。</p> <p>別表第1 (第16条第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1140 831 2027 1161"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 831 1375 951">勤務時間</th> <th data-bbox="1375 831 1610 951">休憩時間</th> <th data-bbox="1610 831 2027 951">休息時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 951 1375 1161"> 午前9時00分から 午後5時45分まで </td> <td data-bbox="1375 951 1610 1161"> 午後12時15分から 午後1時まで </td> <td data-bbox="1610 951 2027 1161"> 午後12時00分から午後12時15分まで 午後5時30分から午後5時45分まで </td> </tr> </tbody> </table>	勤務時間	休憩時間	休息時間	午前9時00分から 午後5時45分まで	午後12時15分から 午後1時まで	午後12時00分から午後12時15分まで 午後5時30分から午後5時45分まで
勤務時間	休憩時間										
午前9時00分から 午後5時45分まで	午後12時00分から 午後12時45分まで										
勤務時間	休憩時間	休息時間									
午前9時00分から 午後5時45分まで	午後12時15分から 午後1時まで	午後12時00分から午後12時15分まで 午後5時30分から午後5時45分まで									

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

打開策の検討について

概況

- 平成18年4月19日に開催した理事会・評議員会合同会議において、候補地5ヶ所を決定した後、候補地周辺の町内会を対象に説明会を開催
- 説明会では、最終処分場の必要性や安全性について説明し公社事業への理解を求めているが、未だ現地詳細調査の実施には至っていない
- また、併せて候補地周辺以外の住民にも公社事業に関する説明会を開催している

- ◆田辺市秋津川
 - ・全4地区において説明会を実施
 - ・候補地直近の地区において反対が根強い
 - ◆田辺市稲成町
 - ・全6地区において説明会を実施（2巡目）
 - ・5候補地平等に調査を実施することとの要望
 - ◆串本町高富
 - ・地区住民対象の説明会を1回だけ実施
 - ・候補地からの撤回を要望
 - ・基本的に公社の説明は聞かないという姿勢
- ★串本町議会から候補地撤回を求める意見書提出

説明会において出された主な意見

●処分場の排出水について

- ・処分場から流れてくる水の安全性
- 飲み水、農業用水及び下流の生物に影響は出ないのか
（建設中の濁水を懸念する声もあり）

●処分場の機能について

- ・遮水シートの耐久性 →破損の可能性はないのか
破損した場合の対応は？
- ・埋め立てたごみ
→埋立終了後、埋め立てたごみはどうなるのか

●地域振興について

いわゆる迷惑施設を受け入れてもらうのだから何らかの振興策はあるのか

●運営管理体制について

- ・事故等への対応→責任の所在は明確なのか
- ・運搬車両の通行
→ダンプカーが走り回って危ないのではないか
- ・埋立終了後の適正管理
→埋め立ててそのまま放っておくのではないのか

●候補地選定について

- ・現地調査の取り扱い
調査着手がそのまま施設整備に直結するのか
1ヶ所を決めるときは強行するのではないのか
- ・候補地選定の手順
5ヶ所の選定そのものがおかしいのではないのか
31ヶ所あるいは全く白紙に戻すべき

公社としての取り組みの方向

1 平成19年度中を一つのリミットとして考え取り組む

平成23年度中の供用開始を目指すのであれば、19年度中に建設用地を決定する必要
少なくとも、19年度中に白黒はっきりしないと、今後の事業進捗の見込みはない

2 紀南地域全域で処分場が必要だという気運を盛り上げる

どうしても必要なんだという気持ちがあれば、候補地周辺の方は納得してくれない

3 候補地周辺の住民に対するさらなる説明の実施

なるべく全ての住民に説明できるようこれまで以上に工夫し取り組む必要がある

具体的に今年度実施すること

●公社事業の紀南地域全域への周知

説明会・イベント（シンポジウムを含む）の開催。リーフレットの配付

○田辺市については環境学習会と連携し実施中であり、継続して実施

○串本町については現時点では実施していないので是非実施したい。（串本町ごみ減量等審議会には2度実施）

★シンポジウムについてはまず、十分に説明会等を実施した上で、各候補地への影響を見極めた上で開催する。
（特に開催の形式・時期が重要）を検討する。

●候補地周辺地区への説明の実施

なるべく全ての住民に話しを聞いてもらう方法を検討し、実施する。

○町内会、各種団体の構成員と、今後の進め方を協議・検討し効果的な説明を実施する。

（★町内会によっては、協力してもらえないところもあり得るが、当該自治体と協力し、よりよい方法を考える。）

●候補地選定に関する意見に対する考えについて

資料2

●3ヶ所の段階に戻すべきとの意見について

- ・5ヶ所の候補地は、現状で考えられるもっとも客観的かつ公正なプロセスを経て選定されたものであり、これを白紙に戻すことはない。
- ・評価に不備があったとの指摘もあるが、スクリーニングの段階で除外すべき地域は除外し(平成16年度)、次の段階で自然、社会、環境の3項目により候補地を平等に評価し、5ヶ所を選定(平成17年度)しており不備はない。
- ・当然、5つの候補地にはそれぞれ固有の自然、環境、社会の状況があるが、それについては現地詳細調査で実施することとしており、5ヶ所を白紙に戻す理由は見あたらない(白紙に戻すと言うことは、公社事業そのものを見直すことである。)

●5ヶ所同時の調査を行うことについて

- ・5ヶ所同時の調査は、この事業の前提であり、これは変えられない。
- ・候補地周辺の住民もこの点は非常に重要視しており、5ヶ所同時でなければ調査は受け入れていただけない。



候補地の選定には、情報公開の徹底を基本に、学識経験者に公募の民間人を加えた委員会を実施した。

(平成16年度)

法令等に基づき国又は件により開発が規制されている区域を除外したエリアから、地図上で必要容量が確保できる候補地を探した。なお、その際には各自治体に意見照会を実施した。・・・31ヶ所

(平成17年度)

自然、社会、環境の評価項目を設定し、候補地を地形図、地質図、植生図、住宅地図等の文献により調査・評価し、適性の高い候補地を選定した。・・・5ヶ所

(次の段階)

地形・地質、水文、動植物等の現地調査を実施し、その結果を基に候補地を決定する。(環境影響評価を実施する。)